

# 令和2年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対する市民意見募集結果

令和2年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

## 意見募集結果の概要

### 1 意見募集期間

令和2年2月6日（水）～令和2年3月6日（金）

### 2 意見提出者数と件数

2名、9件

### 3 意見の内訳

#### (1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	2	0	0	2

#### (2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
人数	0	0	0	2	2

#### (3) 意見の内容別

項目	件数
I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画	1
II 監視指導計画の実施体制	0
III 重点実施事項	3
IV 取組1 監視指導の実施	3
V 取組2 事業者の自主的取組の推進	0
VI 取組3 市民、事業者への情報提供と意見交換	2
VII 取組4 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上	0
合計	9

## ご意見の概要と札幌市の考え方

ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております。

### I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	内容が 2012 年とかなり古い情報である。 新しい情報が欲しいと感じる。	2012 年の浅漬けを原因とした腸管出血性大腸菌 0157 食中毒事件は、本市における非常に重大な事案であり、現在でも認識すべき大きな課題であることから記載しています。

### II 監視指導計画の実施体制

ご意見等はありませんでした。

### III 重点実施事項

No.	ご意見	札幌市の考え方
2	どのような理由で4つの重点実施事項としたのか示す必要があるのではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、「重点実施事項」に関する説明を追記するなど、よりわかりやすい内容になるようにいたします。
3	重点実施事項は、「食の安全・安心に関する課題」と「4つの主な取組事項の中での重点実施事項」としての2つの要素がある。分けて表した方がすっきりとするように思う。	
4	4つの取組事項の細目である「食中毒対策」、「食品表示対策」、「大規模イベント対策」、「HACCP に沿った衛生管理の推進」を、その掲載ページにおいて重点実施事項であると示すのがよいのではないかと。	

### IV 取組 1 監視指導の実施

No.	ご意見	札幌市の考え方
5	スーパー等の値引きシールを、賞味期限や原産地や加工地、原材料や使用添加物、アレルギー成分等の表示の上に貼り付けて見えない例が多過ぎる。	値引きシールで表示欄が隠れることがないように、事業者に対して、引き続き、指導を行ってまいります。

6	地下街の飲食店で、出前の料理に覆いもせず他店舗へ出前している。味見の際に、お玉に直接口を付けて味見をしているのを見かけるので指導すべき。ラーメンの丼ぶりや熱い鉄板の載った料理皿は、火傷の危険もあるため、客に直接渡すのではなく、カウンターの台上におくよう指導すべき。電話機やテレビのリモコン、会計のレジ機が汚れている店が目立つので、細目に掃除するよう指導すべき。	食品衛生に関するご意見は、今後の施設への監視指導を行う際の参考とさせていただき、事業者に対して、引き続き、必要な指導を行ってまいります。
7	デパートの催し物会場での温度管理が杜撰である。加熱調理の実演販売する店と、冷蔵保存品を販売する店が隣り合っていたり、配置がランダム過ぎる。催し物の開始初日に立ち入り検査すべきである。	食品衛生に関するご意見は、今後の施設への監視指導を行う際の参考とさせていただき、事業者に対して、引き続き、必要な指導を行ってまいります。

V **取組2** 事業者の自主的取組の推進

ご意見等はありませんでした。

VI **取組3** 市民、事業者への情報提供と意見交換

No.	ご意見	札幌市の考え方
8	「市民、事業者、札幌市の意見交換」における各事業に関して、できるだけ実施内容を具体的に示すべき。	社会情勢の推移などを考慮し、本計画の段階においては概要のみをお示ししております。実施内容の詳細については、インターネットやリーフレット等の媒体を利用し、事業ごとに御案内いたします。
9	事業者向け講習会と連動させた方が効率的ではないか。	講習会の対象により内容が大きく異なる（市民向け：家庭での食中毒予防、事業者：専門的な衛生管理など）ことから、対象をまとめてしまうことは適当ではないと考えます。

VII **取組4** 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

ご意見等はありませんでした。

SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階）

TEL 011-622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

市政等資料番号  
02-F06-19-2849